

# 茨城の教育

## 現業労組交渉～民間委託の予定はない

現業労組は8月29日に、県教委交渉を行いました。後日受けた回答内容も含め交渉結果をお知らせします。

### 来年度、新規の民間委託の予定はない

給食調理業務をはじめ、来年度あらたに民間委託を導入する計画があるかを確認したところ、県教委は「現在、予定していない」と明確に回答しました。

### 用務員室や調理員室のエアコン設置について

数年前、用務員室や調理員室にエアコンを設置していない職場が7校ほどありました。今年の夏も猛暑日が長く続いたので未設置校の有無について訊ねました。後日、県教委の担当者が公有財産台帳を調べた結果、エアコン未設置の用務員室は3校、調理員室は1校との回答を受けました。ただし、職場が備品として設置している場合には同台帳

には計上されないそうなので、今後、当該校にききとりながら現状を確認する必要があるということです。

### 定年引上げにともなう人事や給料に関して

異動ルールの変更有無については「現段階では検討をしていない。今後、変更ある場合はお知らせする」との回答でした。

また、「2005年度施行の異動ルールについては、知っている人は知っているかもしれないが、知らない人もいますので、毎年の校長会で示してほしい」と要求しました。これに対して県教委は「検討していきたい」と回答しました。

後日、定年引上げ後の61歳年度の給料額は60歳年度の現給保障適用額の7割水準であること、61歳以降の職名は60歳年度の職名と同様であることの回答を受けました。

茨城県高等学校教職員組合  
水戸市平須町1番93  
Tel 029-305-3075  
e-mail iba-kou@ihfsu.net  
HP https://ihfsu.net/

### 海洋高校の36協定、締結急務！

現業職員や行政職員などの職員は、各職場で時間外勤務に係る36協定を締結して2019年度から協定に基づく運用をしています。

しかし、海洋高校の実習船で勤務する職員については、当時から関係法律が異なるなどの理由により協定締結に至っていませんでした。

今回の交渉であらためて締結状況を確認したところ、後日受けた回答は「引き続き検討中の状況。改めて、知事部局や他県の状況を確認し、締結に向けて調整していきたい。」というものでした。今後、この間の経緯や締結に至らない事情について県教委に確認していきます。



### 実技研修について

実技研修については、「内容について組合と協議を持つこと」「技術習得のため必ず実施すること」を要求しました。

県教委の回答は「実施に際しては、内容・時期について組合と相談したい」「組合と内容について協議のうえ、計画していきたい」という内容でした。この回答を受けて組合からは、刈払機の講習を実施してはどうかと提案しました。

### 会計年度任用職員の休暇制度の改善を！

昨年度の地公労交渉で、療養休暇が有給化されるなど一部の改善はありましたが、まだ改善の余地はあり、次の3点について交渉をしました。

#### ①年休を時間単位で取れるようにすること

週29時間勤務職員は1時間単位で年休が取れますが、週29時間未満勤務の職員はそれが認められていません。

「年休の時間単位取得」要求は会計年度任用職員制度発足前の嘱託員制度時代からの要求であり、継続交渉課題となっているものです。

今回の当初回答は週あたりの勤務日数や一日の勤務時間を理由として「29時間勤務者に比べ2

9時間未満勤務者は必要性が低い」でした。

組合からは、当事者から「重要！」との声が寄せられている点、国が均等待遇実現を念頭に会計年度任用職員の制度化を進めたことを訴えました。

その結果、県教委からは、学校以外の教育庁内の各所属との兼ね合いもあるとしながら、「検討していく」との前進回答を引き出しました。

#### ②「交渉参加」を特休扱いにすること

会計年度任用職員が組合の県教委交渉に参加しても特別休暇が適用されないため、有給で適用するよう要求しました。

県教委は「出席者の扱いが異なることの無いよう知事部局との均衡を図るため困難」と回答のうえ、「地公労交渉での各任命権者で判断してよいとの総務部長回答は把握しているが学校現場だけ変更するにはそれなりの理由が必要」と補足説明しました。

その後のやり取りで、勤務条件改善にかかる意見表明の機会均等の観点から改善するよう検討を求めました。そうしたところ、県教委が「検討の必要はある」との考えでいることを確認することができました。

### ③夏季特休を3日から5日に拡充すること

会計年度任用職員は夏季特休が3日のため、学校閉庁期間中、夏季特休で足りなければ年休も取って対応する場合があります。

学校閉庁の導入以降、「職場の事情で年休を取らせるのはおかしいよね」との声が複数の分会から寄せられるようになり、今回はじめて夏季特休の日数を他の職員と同じく5日にするよう要求しました。

県教委の回答は「学校以外の教育庁内の各所属、知事部局との均衡をはかるため困難」というものでした。

学校閉庁のような事は県庁では実施しておらず学校独自であることを指摘のうえ、他の職員との均等待遇の観点から検討を求めました。

今回はこれ以上やり取りを深めることができなかったので、今後も引き続き交渉を重ねていきます。

### 神栖市議会、特別支援学校新設の請願採択

神栖市議会は、9月29日の本会議で、鹿行地区で特別支援学校の新設を求める請願を採択しました。特別支援学校の新設を求める請願の採択は、つくば市に続き2市議会目

です。請願は、鹿行地域の特別支援教育を考える会が8月19日に神栖市議会に提出したものです。以下は、請願書の全文です。

### 特別支援教育の環境整備に関する請願書 趣旨

神栖市に住まう障害のある学齢期の子どもは茨城県立鹿島特別支援学校に通学しています。

同校は県内第2位の児童生徒が在籍する大規模校になっております。過大過密により、適切な教室数の確保や空間の維持を行うことは出来ません。行事の縮小、プレハブ校舎で学校生活を送ることが子ども達の最適な教育環境と言えるでしょうか。通学に約2時間かけて登下校する状況は大人でも耐えられません。現状では多大なる教育機会を損失する環境となっております。

神栖市におかれましては、この現状を認識され新たな特別支援学校の創設を求めます。知的障害や重複障害がある子ども達により良い教育環境が得られる空間であることを望みます。どうか格別なご配慮をお願いいたします。また、鹿島特別支援学校の現状や課題に関して別添の資料にまとめましたのでご確認ください。

### 理由

#### (1) 鹿行地域における特別支援学校の現状といばとくプラン

県教委は、知的障害特別支援学校の普通教室が不足している状況に対して、令和2年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」（以下、いばとくプラン）を策定しました。この計画は、「直近3か年平均の転出入率及び進学率を加味しながら年次進行させて、各学年の児童生徒数を算出」した上で対応を策定しています。茨城県における、

16~17歳人口と知的特支校在籍数の比率は、過去15年以上の間、直線的に増加しています。いばとくプランにはこの比率の増加傾向が加味されていません。よって実際にはプランが想定する以上の児童生徒数の増加が見込まれます。



いばとくプランが施策対象とする鹿島特別支援学校は、令和3年度現在で在籍数341人でつくば特別支援学校（在籍数354人）に次ぐ県内第2位です。

令和2年度の政府統計で見ると鹿島特別支援学校の小学部在籍数は、全国1149校中で104位以上、中学部で55位以上となっています。つまり全国的に見ても鹿島特別支援学校は超過大規模です。

しかしこれに対する、いばとくプランの対応は、「仮設校舎設置の契約期間が令和3年度末に満了する」「今後しばらくは微増傾向であると予想され、現在の仮設校舎と同等数の普通教室を引き続き確保するため校舎を増築する。」としています。上記の不確かな県の推計方法でさえ「微増」となると実際には更なる増加が見込まれます。これを「現在の仮設校舎と同等数の普通教室」で賄えるとは到底思えません。

#### (2) 肢体不自由特別支援教育の整備の必要性

さらに、いばとくプランの問題点は知的障害児童生徒増加への対応のみとなっていることです。鹿島特別支援学校の通学区域は肢体不自由教育を行う水戸特別支援学校の通学区域であり、広大到底水戸まで通学できません。よって鹿島特別支援学校

内に肢体不自由学級を形成して便宜を図っています。

肢体不自由児童生徒の教育条件は大変厳しいです。県内には知肢併設のつくば特別支援学校を含めて3校しか肢体不自由対応の特別支援学校がありません。

鹿行地域に通学しやすい肢体不自由障害対応の特別支援教育の環境整備が必要です。

#### (3) 新設校の必要性

以上から、鹿行地域に新設校が必要です。また、新設校も含め各知的対応の特別支援学校に在籍する肢体不自由児や医療的ケアを有する児童生徒に十分なケアができるよう看護師や教員の加配が必要と考えます。

障害児福祉は様々な困難があります。私たちは見えない存在なのですか。どうか一刻も早く課題解決に向けて動き出してください。

また、石田市長と神栖市議会におかれましては、本請願の趣旨に沿う要請書を茨城県知事と茨城県教育委員会教育長に提出していただきますようお願いいたします。

本請願で示した課題は何度も地域で議論されてきました。どうか知的障害児や重複障害児、医療的ケア児の教育機会・環境の整備にご理解ご協力ください。